

# 川崎市立南生田小学校いじめ防止基本方針

1 令和8年度 学校経営計画

## 第3次かわさき教育プラン実施計画

施策1 子ども主体の学びの推進

施策2 豊かな心とすこやかな体の育成

施策3 一人ひとりの教育的ニーズへの対応

施策4 学びを支える教育環境の充実

施策5 地域と学校の連携・協働

施策6 生涯学習の推進



## 学校教育目標

心豊かで自らよく学び、たくましく活躍できる子どもの育成

## 3つの柱と目指す子どもの姿

### 進んで学ぶ子

- 友だちとかかわりながら、問題を解決しようとする子
- 自分の方法で分かりやすく伝える子

### 心豊かな子

- 自分や友だちを大切にする子
- きまりを守る子
- 責任を果たす子
- あいさつのできる子
- 地域を大切にする子

### しなやかでたくましい子

- 運動に親しむ子
- 自分の健康に気をつける子

## 令和8年度に取り組む重点項目

- 子供を主体とした学びの実践
- 基礎・基本の確実な取得と活用
- 「個」に応じた学びの充実
- 相手を思いやる心の伸長
- 地域社会の人々とのかかわりの活性化
- 運動に親しむ子供の育成

## 具体的な取組

### 進んで学ぶ子

- 子供の主体的な学びの充実  
校内授業研究（国語）への取組 授業での話し合い活動の充実（協働学習・グループ学習）
- 個別支援の充実  
GIGA 端末を積極的に活用した個への対応  
個別に支援が必要な子供のサポート（ナントビー教室の強化）
- 基礎・基本の確実な習得と活用  
計画的な家庭学習の活用 昼の学習時間でのドリル学習 個に応じた習熟方法への対応  
学習調査の結果の活用

### 心豊かな子

- 相手を思いやる心の伸長  
キャリア在り方生き方教育による自尊感情や人とのかかわる力の育成  
子ども同士の間関係性を育む学級づくり 学習を通しての「聞く・話す」スキルの向上  
あいさつの啓蒙 委員会活動・クラブ活動での異学年とのかかわり  
いじめの未然防止と早期発見早期対応（児童アンケート3回実施 日常の児童観察）  
支援教育コーディネーターを中心とした相談体制の充実 幼保小中連携事業  
効果測定アンケートの実施と結果を生かした学級づくり 道徳教育の充実  
かわさき共生・共育プログラムの実施（年7回） 民族文化ふれあい事業への取組（3年）  
福祉学習への取組（4年）
- 地域社会の人々とのかかわりの活性化  
保護者との協働 コミュニティスクールの推進 地域教育会議と共にした活動  
ふれあい給食の実施 きめ細やかな学校情報の発信  
スクールコーラスを中心とした地域行事への参加 周年行事を通じた地域社会の理解

### しなやかで たくましい子

- 運動に親しむ子供の育成  
スポーツフェスティバルの内容の吟味 キラキラチャレンジの充実

## 目標達成に向けた目指す教職員像

### （信頼・やさしさ・協力・向上心）

- 温かく、優しく、丁寧に、子ども・保護者・地域・同僚と関わる
- 新しい教育課題を学び、向上心を持ち、授業改善に努める
- 効率的で効果的な働き方の向上に努める
- 教育に携わる公務員として、常に高い倫理観と責任感をもって自分を律する
- 学校教育目標達成に向けて、学校運営に積極的・主体的に参画する

## 2 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている児童生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの児童生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を改訂します。

## 3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

## 4 学校が実施する取組

### (1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は児童生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にしたい授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

#### ① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で児童生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある児童生徒を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

#### ② 児童生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が児童生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。児童生徒を一人の人間として尊重し、児童生徒の気持ちを理解し、児童生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの児童生徒に向かって開いているか、絶えず自問します。

#### ③ 児童生徒一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にすることで、児童生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につかせます。

#### ④ 児童生徒の自浄力を育てます

児童生徒自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。児童生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童生徒」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

### (2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児童生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも児童生徒のわずかな変化を手がかりに、

早期発見に全力を尽くします。

① 日常のきめ細やかな観察をします

普通の授業における児童生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、児童生徒の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、児童生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている児童生徒や周りの児童生徒が相談しやすい環境をつくります。

③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、児童生徒の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

(3) 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的（いじめを認知した場合には状況に応じて）に行い、校内いじめ対策ケース会議の情報の集約と共有をします。

(4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行くと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職、及び児童生徒指導担当者・支援教育コーディネーター等と当該事案に関わりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議（以下「ケース会議」という）を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導体制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制等の見直しを行います。

② いじめられた児童生徒への支援

- もっとも信頼関係ができていない教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 児童生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン(登下校の方法など)を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

③ いじめた児童生徒への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないようにします。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行います。

④ 周囲の児童生徒への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじているのと同じだということを理解させます。

- いじめを防ぐことができなかったことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。

- 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

#### ⑤ 保護者への対応

- いじめに関係した児童生徒の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。

- 解消するまで学校が主体性を発揮し、解消後も定期的に児童生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

### 5 重大事態への対処

#### (1) 重大事態の意味

次に掲げる場合を重大事態といいます。

① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

② いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、①②に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断します。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定されます。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。

また、児童生徒や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

#### (2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なおこの調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

## 6 令和8年度 いじめ防止対策組織・役割分担

### 【校内いじめ防止対策会議の構成】（校務分掌に位置付ける）

校長、教頭、教務主任、支援教育コーディネーター、総括教諭、学年主任

《必要に応じて》

養護教諭・学年担当者

スクールカウンセラー（要請による派遣）

スクールソーシャルワーカー（要請による派遣）

### 【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証・・・（校長）
- ・いじめ防止対策年間指導計画の作成・・・（支援教育コーディネーター）
- ・いじめ防止指導研修会の企画、運営・・・（児童指導部・特別支援部）
- ・いじめ問題に関する資料の管理・・・（教頭）
- ・道徳教育との連携・・・（道徳主任）
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し・・・（支援教育コーディネーター）

### 【教育相談】

- ・教育相談のねらい・年間計画の作成・・・（支援教育コーディネーター）
- 1年・・・（学年主任）      2年・・・（学年主任）
- 3年・・・（学年主任）      4年・・・（学年主任）
- 5年・・・（学年主任）      6年・・・（学年主任）
- ・相談室窓口、相談室の管理、運営・・・（支援教育コーディネーター）
- ・スクールカウンセラーとの連携・・・（支援教育コーディネーター）

### 【児童・保護者・地域との連携】

- ・PTA校外委員会との連携・・・（教頭）
- ・学校教育推進会議との連携・・・（校長・教頭・教務）

### 【関係機関との連携】

- ・警察との連携・・・（支援教育コーディネーター）
- ・児童相談所との連携・・・（校長・教頭・支援教育コーディネーター）

7 令和8年度 いじめ防止等対策年間計画

月	活 動 内 容（校内いじめ防止対策会議・児童指導部会・職員会議等）
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本方針・重点目標の確認 ・ 構成員の確認・役割分担 ・ 年間指導計画確認</li> <li>かわさき共生＊共育プログラムの取組について年間計画の作成</li> <li>教育相談週間（個別面談）の実施、必要な対応についての検討（～5月）</li> <li>南生田小いじめ防止基本方針提案・検討</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・ 共生共育の実施①</li> <li>第1回学校生活アンケート実施に向けた内容検討・実施</li> <li>いじめの未然防止、早期発見・早期対応方法等についての研修を計画</li> <li>「ふわふわ言葉」の話し合いと掲示作成（年度内）</li> </ul>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・ 共生共育の実施②</li> <li>学校生活アンケート結果を受けての対応について ・ いじめ強化月間</li> <li>携帯・スマートフォン教室実施 ・ 効果測定の実施と結果の分析</li> <li><b>【児童指導点検強化月間】の取組</b> <b>（具体的な内容→学校生活アンケートの集約、結果の共有、対応の確認）</b></li> </ul>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・ 共生共育の実施③</li> <li>夏休み期間中の対応確認 ・ いじめ防止教室の実施</li> </ul>
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>いじめの未然防止・早期発見・早期対応等についての研修会・児童指導に関する研修</li> </ul>
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・ 共生共育の実施④</li> <li>教育相談週間（個別面談）の実施、必要な対応についての検討</li> <li>前期の反省とまとめと後期の具体的な取組の確認</li> </ul>
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>第2回学校生活アンケート実施に向けた内容検討・実施</li> <li>学校生活アンケート集計について</li> </ul>
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・ 共生共育の実施⑤</li> <li>学校生活アンケートの結果を受けての対応について ・ 効果測定の実施</li> <li>「いじめ問題への取り組みについての点検」各項目についての取り組みの状況確認</li> </ul>
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>教育相談（個別面談）週間の実施、必要な対応についての検討</li> <li>学校評価（児童アンケート、地域・保護者アンケート、教職員アンケート）の実施</li> <li>いじめ防止標語の募集と取り組み ・ SOS 出し方・受け止め方教育の実施</li> <li>効果測定の分析と今後の対応について</li> </ul>
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>第3回学校生活アンケート実施に向けた内容検討・実施</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>【学校体制振り返り月間】の取組</b></li> <li>学校生活アンケートの結果を受けての対応について</li> <li>各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・ 共生共育の実施⑥</li> <li>いじめの点検 ・ 効果測定の実施</li> <li>今年度の反省→学校評価への反映</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>来年度に向けての基本方針の見直し ・ 効果測定の分析と今後の対応について</li> </ul>

## ◎本校のいじめ防止に向けた取組

### 児童主体の取組

#### [児童が主体となった企画・運営]

- 昼会での呼びかけ
- 集会委員会による人間関係づくりのレクリエーション
- 代表委員会での振り返りや話し合い
- 自主的なあいさつ運動やクリーン活動

#### [交流活動の活性化]

- 委員会活動、クラブ活動を中心とした異学年交流の推進
- 小中連携活動（清掃活動など）
- 幼保小連携活動（遊びの交流など）
- 地域行事での交流活動（長沢地区のニコニコハーモニーへの参加交流など）

#### [啓発活動]

- 「いじめ防止標語」話し合いと標語の作成、掲示
- ふわふわ言葉の話し合いと掲示

### 保護者・地域住民との連携

- PTA 広報誌での呼びかけ
- 地域での見守り活動：児童の登下校時のパトロール、あいさつ運動等
- 学校行事の周知：学校だよりなどで学習活動や行事について知らせ、学校教育への関心を高める。